

会議名	芦屋港活性化推進委員会 令和3年度第1回（書面開催）			
日時	令和3年5月13日（木）			
件名・議題	芦屋港及び周辺機能等の活性化に関する答申書（案）について			
委員	委員長	内田 晃		片山 和夫
	副委員長	小島 治幸		山田 寛
		横尾 武志		中西 隆雄
		松岡 泉		河村 拓磨
		萩原 洋子		重岡 裕馬
		小田 武人		安増 雅史
		瀬賀 康浩		北 陽一
		植木 昭光		後藤 了輔
		龍 啓明		小田 昭裕
		竹下 暁		須河内 美紀
合意・決定事項	<p>○答申書（案）に対する回答結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・承認する 18名</li> <li>・承認しない 1名</li> <li>・棄権 1名</li> </ul> <p>○上記の回答結果により、答申書（案）のとおり承認された。</p>			

## 芦屋港活性化推進委員会（書面開催） 記録

### 1 芦屋港及び周辺機能等の活性化に関する答申書（案）に対する回答結果

■令和3年5月6日から5月13日までの期間で答申書（案）に対する回答を集約し、承認する（18名）、承認しない（1名）、棄権（1名）との結果になったことから、正副委員長との協議により答申書（案）のとおり承認することとなった。

### 2 芦屋港及び周辺機能等の活性化に関する答申書（案）に対する意見概要

■各委員からの意見概要を次のとおりまとめる。

#### （1）承認すると回答した委員からの意見概要

- 将来的に感染症対策を見据えた全天候型施設の整備及びイベント会場の設置を考慮する必要がある。これからの社会経済環境は大きく変化することは確実と思われるので、慎重に事業を進めてもらいたい。（委員）
- 砂像の常設展示により、夏場だけでなく年間を通して、観光客の誘致が期待できるが、最大の課題は経済効果のため、芦屋港への来訪者が、芦屋町内の周遊及び消費を促す仕組みを検討してもらいたい。（委員）
- 町民が家族の特別な日に町内で食事をするのが少ない。来訪者だけでなく、町民でも楽しめる施設として、全天候型施設を整備してもらいたい。また、既存港湾施設（上屋）に飲食機能を整備することができない場合は、全天候施設内に飲食機能（バーベキュー施設など）や入浴施設など、グループで楽しめる施設の整備を考えてもらいたい。（委員）
- 芦屋港及び周辺機能等の活性化のためには、機運醸成事業の実施が大切なので、早期に機運醸成事業を進めてもらいたい。（委員）
- 砂像は現時点におけるキラコンコンテンツであるが、この砂像イベントがいつまで継続できるのか、また、将来的にキラコンコンテンツとなり得るのかは疑問がある。「砂像」に加えて、全天候型施設の目玉となり得る何かを考えるべきではないか。（委員）

#### ■事務局より

全天候型施設の活用については、コロナ禍による社会経済環境の変化を踏まえ、芦屋港エリアの詳細な観光動向のニーズ調査をおこない、引き続き検討して参ります。また、機運醸成事業については、本方針を踏まえ、事業を進めていきますので、賜りましたご意見は、今後検討するうえでの参考とさせていただきます。

## (2) 承認しないと回答した委員からの意見概要

○全天候型施設の基本方針（案）の砂像常設展示について、①砂像展が屋外なら子どもたちは砂で遊ぶことができるが、室内になると来訪者が高齢者に限られ、幅広い年齢層をターゲット層にできない。②限られた期間に楽しめるイベントのため、多くの来訪者がある。常設展示にすれば、話題性はなくなり、砂像展の価値が低下するため、今以上の来訪者が見込めない。③アフターコロナの観光動向がどのようなものになっているのかは未知数。以上3点の理由から、砂像の屋内常設展示は一旦保留にし、新しいものを創り出すための議論を再度行ってもらいたい。芦屋町には宝の山が眠っているため、新しい時代に芦屋町の魅力を発信するチャンスと捉えて、もう少し議論を重ねた方がよい。今後の社会的な情勢に柔軟に対応できるスタイルを基本方針にするなど、現時点では枠に当てはめないでもらいたい。（委員）

### ■事務局より

今後は、芦屋港エリアの詳細な観光動向のニーズ調査を踏まえ、全天候型施設の活用方法を検討して参りますので、賜りましたご意見は、今後検討するうえでの参考とさせていただきます。

## (3) 棄権となった委員からの意見概要

○専門的なことは、よくわからないので棄権としたい。ただし、芦屋港レジャー港化により、山鹿小学校裏の水田地帯の道路を抜け道として利用する人が増えるので、その対策を検討してもらいたい。現状でも、山鹿小学校裏の水田地帯では、ゴミの不法投棄や、軽トラック等の作業車を田畑の横に止めて作業する際に、通行車両から異常なまでに警音器（クラクション）を鳴らされたり、罵声を浴びせられるなど、身の危険を感じることもある。レジャー港化により、交通渋滞が発生した場合に、山鹿小学校裏の水田地帯では、抜け道として通行する車両が増え、農作業ができなくなるので、その対策を考えてもらいたい。（委員）

### ■事務局より

現状の農作業で支障となっている山鹿小学校裏の水田地帯の道路を抜け道として利用する人への対策は、現在対策が必要な事と考えられるため、所管課に情報提供を行っています。なお、警音器を必要以上に鳴らされ、身の危険を感じる場合は、道路交通法（第54条）に抵触する可能性があるため、警察署にご相談ください。